

令和5年度(2023年度)

事業報告



社会福祉法人かやの実社

社会福祉法人かやの実社

令和5年度(2023年度)事業報告

はじめに

2023年度は国際紛争や世界的自然災害の多い年だったが、5月5日、世界保健機関は、新型コロナウイルスの「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を解除した。それを受け、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症のカテゴリーを令和5年5月8日からII類相当からV類に変更とし、日常生活をコロナ以前に戻し、5月19日開催の第49回先進国首脳会議（広島サミット）を開催するとともに、開催が危惧されている令和7年4月19日開催予定の日本国際博覧会の会場設営のスピードアップを図ったが資材高騰人員不足で大幅に遅れた。

長く続く不況に加え、コロナやウクライナ紛争による世界的物流の停滞により物不足と物価高、少子化が進み、全国的に保育園の児童定員割れがおき、従来待機児童対策が課題となっていた大都市部でも定員割れ対策が喫緊の課題となった。低年齢児の定員割れは保育園経営に大きく影響するため、今後の検討課題として、かやの実、さくら両園の定員変更（削減）が今後の検討課題となった。

その中で、政府は異次元の少子化対策として、子ども未来戦略（加速化プラン）を打ち出し、①保育所職員配置の大幅な改善、②保育所における事業運営負担の大幅な改善③保育所公定価格の大幅な改善を打ち出したが、保育現場への影響は異次元とは言いがたく、70年間ほぼ手付かずの最低基準等の抜本的改善無くして改善は望めない状況となった。

一方、羽村市は、昨年度、障害児補助金の支給方法を申請方式から児童数比例配分方式に改め、障害児補助金支給の不公平を改めるとともに、過剰な障害児認定の抑止を図った。また、入所児童の定員割れ補助金の支給を決めた。定員割れ補助の支給は、市の財政負担の軽減策として、今後児童定員の削減への動きと繋がると思われる。しかしながら、令和5年度は大きな動きは見られなかった。

かやの実社では、前年度卒園した保護者から、卒園児の対応について苦情があり、状況を調査し保護者へ報告した。保育中の誤食事故を受け、現保育体制の再確認し、必要な改善を図る職員のスキルアップするため、職員の意識向上のため保育体制の分析研究を行った。施設整備等のハード面では、安全性の向上、およびメンテナンス中心に保育の実情に合わせた改善を図った。また、諸規定や業務マニュアルの整備等のソフト面の改善を図った。

職員処遇では給与面の諸問題、高学歴者や多職種有資格者の給与逆格差が放置されているので改善に向けた検討、多種資格保有者の処遇の検討を進める必要が生じた。また、労働条件の改善として、現状では実態としてほぼ週休二日制が実施されているが、本法人ではまだ検討に至っていない。

(05). 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

4 多様な保育の充実

- 定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を創設する。
- 家庭支援推進保育事業について、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援を行う。さらに、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

6 子ども・子育て支援新制度の推進<一部再掲>

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

【主な拡充内容】

◇ チーム保育推進加算の充実

比較的大規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（※）について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。
（※）これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数（12年以上）等に一定の要件あり。

◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

（注）新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

7 認定こども園向け補助金の一元化<一部再掲>

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

② こども家庭庁予算のポイント

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

○ 地域の実情や課題に応じた少子化対策 100億円（うちR4 補正90億円）

地域少子化対策重点推進交付金（一部補正）

○ 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 2.5億円

少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等

○ 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

1,905億円（うちR4 補正 1,374億円）

妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続

全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援

都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援

母子保健情報デジタル化実証事業の実施（補正）等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

○ 総合的な子育て支援 3兆6,050億円（うちR4 補正1,920億円）

子ども・子育て支援新制度の推進（一部補正）

・子どものための教育・保育給付等（チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配

全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進（補正）

包括的な里親支援を行う機関への支援の強化，児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実

未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施

○ 障害児支援体制の強化 4,745 億円の内数

児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等

○ ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,694 億円（うち R4 補正 30 億円）

必要な支援につなぐ同行型の支援の強化，職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置

の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進

困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援（補正）

○ ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

216 億円の内数

ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化，外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施，市町村の体制強化 等

○ 高等教育の無償化 5,311 億円

高等教育の修学支援新制度の実施

<参考>この外，こども政策に関連する主なものとしては，厚生労働省において，出産育児一時金（医療保険制度）の増額（42 万円→50 万円）を実施。また，育児休業給付（0.8 兆円）を確保。

○ こども大綱の策定・推進 1.4 億円

こども大綱の策定と周知のための情報発信

地方自治体こども計画策定支援事業

○ こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発 0.3 億円

こども基本法の普及啓発，児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討

○ こどもの意見聴取と政策への反映 2.3 億円（うち R4 補正 0.5 億円）

こども・若者意見反映推進事業（一部補正）

○ こども政策に関するデータ・統計と EBPM の充実 0.5 億円

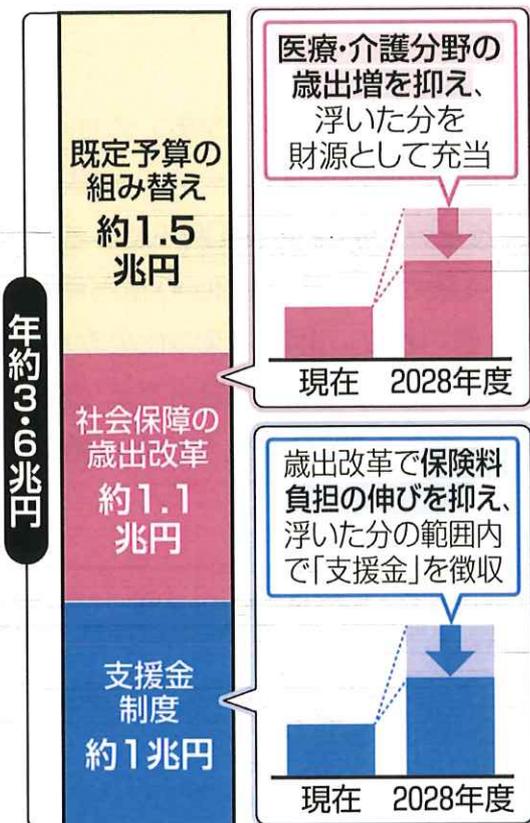
こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査，EBPM の在り方に関する研究等

⑥ こどもの貧困対策

日本には，生まれ育った家庭やさまざまな事情から，健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもがいる。全てのこどもたちが，生まれ育った環境に関わらず，夢や希望を持つことができる社会を実現するため，こども家庭庁では，関係省庁と連携しながら，こうした「こどもの貧困」の解消に向けた総合的な取組を行っていく。

⑦ ヤングケアラーについて

◆社会保障改革で「1兆1000億円」



「負担増になる方がいるのであれば、ちゃんと国民に説明すべきではないか」という意見がある。

政府がこども未来戦略案に先立って示した社会保障改革の工程案。2028年度までに行う取り組みとして「介護保険サービスの2割負担の対象拡大」「高齢者の医療費3割負担の対象拡大」といった項目を並べたものだ。23～28年度の6年間で、医療・介護分野の歳出改革によって1兆1000億円程度を捻出する見通しだが、各項目の実施時期や削減効果は示していない。

支援金制度についても、首相はこれまで「実質的な追加負担は生じない」と繰り返してきた。政府が11日に示したこども未来戦略案には、「歳出改革と賃上げで（医療や介護の）保険料率の上昇に歯止めをかける」と記載しているが、実際は上昇を抑制するに過ぎない。

◆負担なし

政府は11月末になって、「実質的な追加負担なし」の基準について「社会保障にかかる国民負担率のことだ」と説明した。社会保障に関係する国民負担率とは、国民所得を分母、社会保障の負担を分子とした割合。賃上げなどで所得が増えれば、保険料が上がっても負担率は抑えられることから、「追加負担なし」とする新たな理屈を持ち出した。

立民の岡田克也幹事長は「負担が増えないという言い方は人を欺くものだ。首相の言葉につじつまを合わせるために、不透明で訳の分からない制度設計になっている」と批判。自民党内からも「『国民負担を上げずに子育て支援をやれ』と言われても、できるわけがない」と不満がくすぶる。

◆連帯の仕組み

「少子化は、我が国が直面する最大の危機である」。こども未来戦略案は、こんな書き出しで始まる。2030年代に入るまでが急速な人口減少を反転させられるかどうかの分岐点と訴え、世代を超えた連帯を求めている。

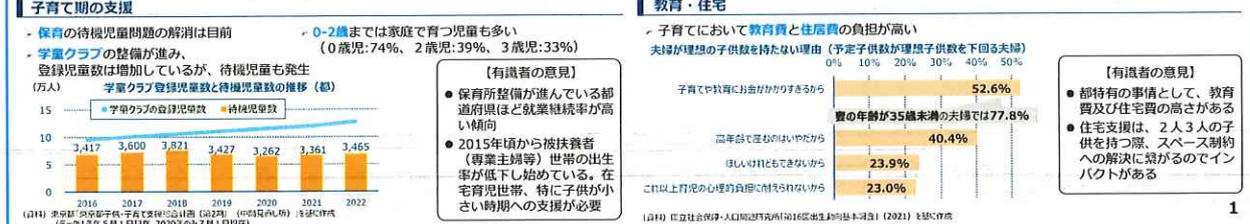
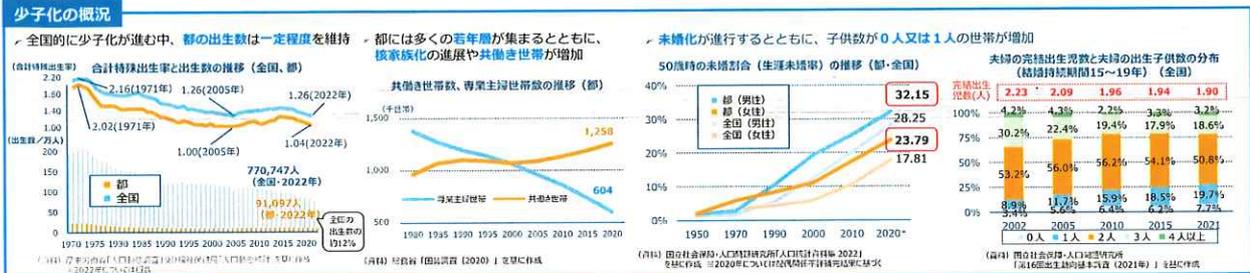
核となる児童手当の拡充では、所得制限を撤廃して高校生まで支給を延長。3人以上の子どもを扶養する世帯では、25年度から所得制限なしで子どもの大学授業料と入学金を支援して「無償化」につなげるとした。76年ぶりの保育士の配置基準改定も決めた。

2 東京都の状況

1 「東京都の少子化対策の現在」を公表

少子化対策の推進に向けた論点整理（概要版）

- 令和5（2023）年1月「東京都の少子化対策の現在」をとりまとめ、都として為しうる施策を盛り込み実践中
- 望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、少子化の現状や要因を分析し、来年度予算の政策検討における課題を整理



- #### 少子化対策の更なる推進に向けて
- 1 複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実施
 - 2 望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいうように、ライフステージを切れ目なく支援
 - 3 都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進

基本スタンス	出会い・結婚	妊娠・出産	子育て期の支援	教育・住宅	就労環境・職場環境	社会気運・環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ●望む人の希望を叶える取組を推進 ●出会いの機会の創出のサポート ●民間企業や区市町村等、様々な主体と連携し、安心して出会い、結婚ができる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して妊娠・出産できる環境整備を促進 ●不妊症に悩む方に対する支援 ●子供を産み育てることを望みつつ働く女性へのサポート ●妊娠期からの切れ目のない支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯の実態に応じた教育支援を充実 ●子育て世帯等が安心して生活できる住宅確保を推進 ●希望する教育を受けることができる環境の整備 ●子育て世帯等の住宅確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層や子育て世帯の経済基盤を充実 ●子育てしやすい労働環境の整備を促進 ●希望に応じた働き方の選択と経済基盤の確保 ●女性の「L字カーブ」解消に向けた取組 ●仕事と子育てを夫婦で無理なく両立できる環境整備 ●時間や場所にとわれない柔軟な働き方の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ●子供・子育てでやさしい社会づくりを推進 ●子供の育ちや子育て中の方を社会全体で応援する気運醸成 ●公共交通機関等、官民における育児サービスの推進 ●地域ニーズに応じた区市町村の少子化対策の支援 		

不断に取組をバージョンアップ

- 若年層・子育て世代を対象とした調査
- 長期的な視点で取組の効果を検証する仕組み

「2020年都道府県，年齢（5歳階級），男女別人口—総人口，日本人人口（2020年10月1日現在）」

東京都は人口が最も多いため当然の結果とも思われるが，全国の「0～4歳」の人口の1割以上は東京都が占めている。東京都は子どもが少ないというわけではなく，数としては全国で最も多い都道府県となっている。日本の「0～4歳」の子どもの10人に1人以上が「東京都生まれ」と捉えれば，決して少なくはないと捉えられる。

一方で，合計特殊出生率に関しては，東京都は全国で最下位となっている。合計特殊出生率は，2021年の全国平均が1.30であるが，東京都は最低の1.08という状況だ。

出生率とは，簡単にいうと1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかの数を平均したものである。出生率は2.1程度ないと人口は維持できないとされている。東京都の出生率は2.1を大きく下回っているため，他県から流入してくる社会増を考慮外とすれば東京都出身者の人口は減っていくことが見込まれる。東京都は子どもの数が最も多い都道府県であると同時に，出生率が最も低い都道府県となっている。

かやの実社保育理念

本法人は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基づいて設立され、児童の権利に関する条約に基づき運営される。

本法人の保育園は、両親にとって大切な子どもを預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、ご家庭と相談、協力し合い、子ども達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

…児童憲章全文…1951年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

…児童権利宣言前文…1959年11月20日国連総会

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関

採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。…以下本文省略…

かやの実社基本方針

① 人間らしく健やかに育てる

子どもは人類の宝、私たちの未来であるとともに非常に不安定な存在であり、かつ無限の可能性を持っている。本法人では、創立以来保育園の卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」

② 日本民俗の文化と伝統を伝える

ア 保育

多くの国にはその国固有の文化があり、子ども達に伝えながら守り続けていることを誇りにしてる。植民地にされ迫害を受けながらも自らの民俗文化を守り通した国もある。

日本は明治政府以降、西洋文明を取り入れることに重きを置きすぎた結果、我が国固有の庶民の生活に根ざした多くの伝承文化、伝承音楽を価値のないものとして政府自らの手で排除してしまった。

今日では地下茎のように残った庶民の文化は掘り起こされ見直されつつある。私たちは日本の伝承文化に誇りを持ち、和太鼓、わらべうたと遊びを子ども達に伝えてゆくと同時に、他の国の文化を尊重する心も育ていく。

イ 食育

三本の柱

2023 年度の特記事項

かやのみ保育園への苦情に対する対応

2024 年 3 月 かやのみ保育園 卒園児母より苦情の内容（略）

2023 年 3 月、私は卒園式に参加出来ませんでした。2022 年 11 月 23 日、夫に自宅鍵を取替えられ、子供と強制別居させられ、長女携帯電話番号を取替えられ、通信手段も奪われました。現在も、1 年以上子供と会えていません。そんな中、夫弁護士から、私が卒園式に出席した場合、警察を呼ぶとの書面が届き、恐怖で泣く泣く参加出来ませんでした。しかし、そんなことは子供は知りません。卒園式前日に、園長へ電話をしました。「夫から、私が参加したら警察を呼ぶとの書面が届き、恐いので、参加出来ません。しかし子供はこの事情は知らないの、母親が参加しなかったと悲しむと思うので、心のケアをお願いします」と依頼しました。夫からの書面が届き、卒園式当日、警察を呼んだことを知りました。園長が自主的に警察を呼んだと記載がありました。母親が子供に危害を加えるわけがありません。私を犯罪者扱いし名誉棄損です。また、子供は一生で 1 回の卒園式に母親が来なかったと、一生心の傷を負います。この心の傷は、保育園が作ったものでもあります。

どうか二度とこのような対応をとることはやめてください。夫婦関係でどちらが正しいかなど、他人はわかりません。しかも、片方（夫）の意見を聞いただけで、その意見を信じ、もう片方（私）に対し、損害を与えました。私のように、勘違いをされ、一生で 1 回の行事に参加できない保護者がこれ以上、現れないように、心から願います。

子供は一生心の傷を抱えていきます。教育機関である保育園がこのような対応はおかしいと思います。警察を呼ぶのではなく、どうやったら両親が卒園式に参加出来るのかを考えるのが保育園の立場ではないですか？子供にとって両親が参加してくれるのが 1 番ではないですか？保育園の回答をお待ちしております。

2024 年 3 月 苦情に対する回答（略）

本件の経過及び事実確認について

卒園式の前日、令和 5 年 3 月 24 日、貴女からかやの実保育園に電話があり、「卒園式に行けないので、娘に母の気持ちを伝えてほしい」とのことでしたので、園長はその旨をお子さんの父親に伝えました。

その後、貴女の夫から貴女宛の書面が届き、そこに「卒園式当日、警察を呼んだことを知り」、そこに「園長が自主的に警察を呼んだと記載がありました。」ということですが、事実と異なることが確認されました。

実際は、かやの実保育園の園長が自主的に警察を呼んだということはありません。貴女とお子さん、諸機関との関係について振り返ります。

さくら保育園0歳児の遊具誤食事故について

事故の経緯

・事故発生

令和6年3月1日 金曜日 午前10時40分頃

・対象遊具

デコレーションボール

・事故の状況

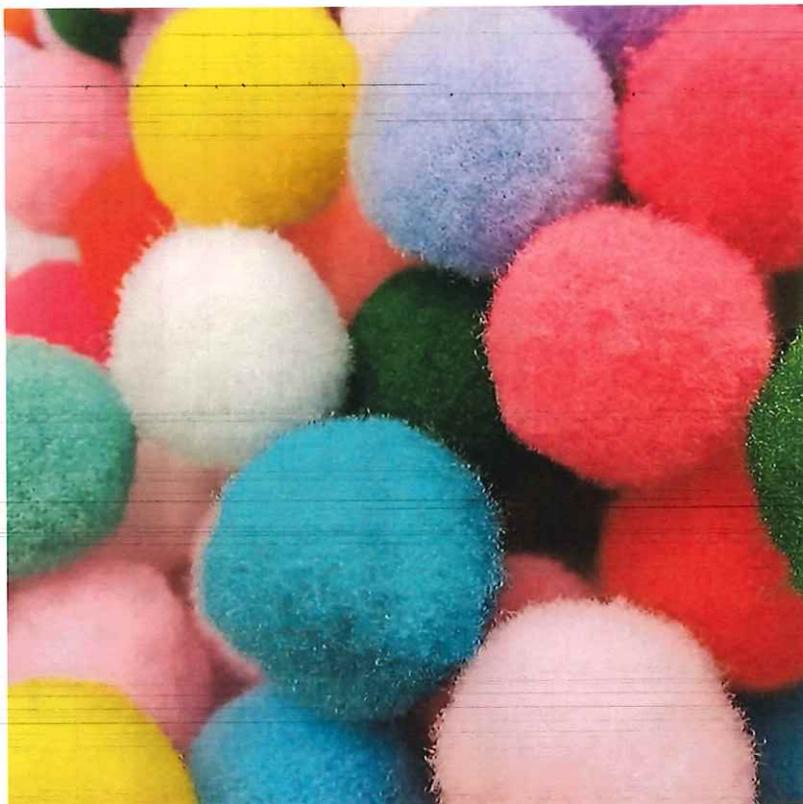
登園人数10人 担任3名
パート2名

食事コーナー:担任1名(ア)
食事の準備に入っていた。

プレイコーナー内:子ども
10名を担任(オ・イ)とパート
(ウ・エ)で遊びを見ていた。

事故児童は途中から食事コー
ナーへ移動した。

意欲的に食事をしていた高月
齢児のスプーンの持ち方が不安
定だったため、食事以外でもス
プーンの扱いができる機会を多
く作りたかった。



こういった提供がいいのか、クラス担任で話をし、机上で1対1で遊ぶルールを作り提供していた。対象は高月齢にしていた。

10:38, 対象児がデコレーションボールを口へ入れたと思われる。プレイコーナーにいた保育士が、それぞれ“他の人が見ている”と思っていた事が、対象児①がデコレーションボールを口へ入れた瞬間を見逃す事に繋がった。

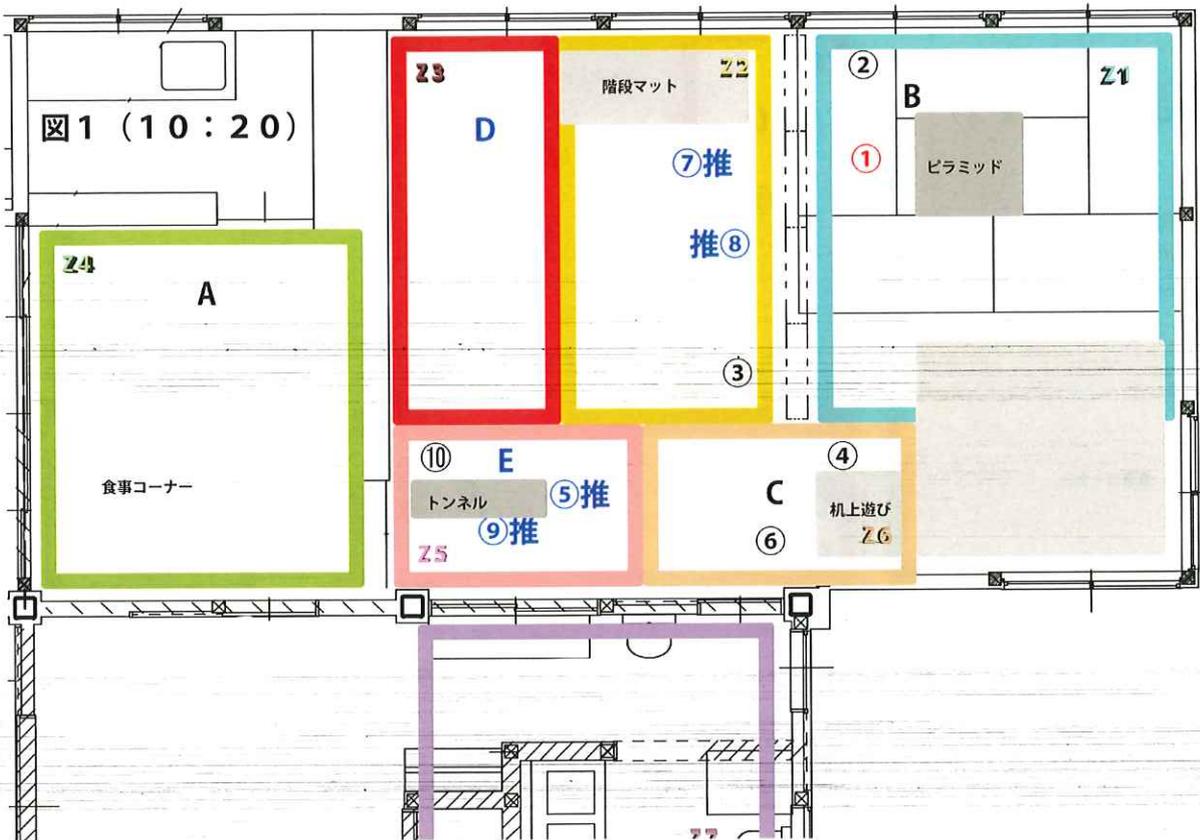
低月齢児がデコレーションボールに触れていなかった為、デコレーションボールを口に入れている可能性に思い至らなかった。低月齢児が触れないようにという焦りから急いで遊具を片付けようとした事が、デコレーションボールの個数を数え忘れた原因である。

10:41, 対象児の口の中にデコレーションボールがある事に気付き、対象児の口からデコレーションボールを取り出す。口の中に2つデコレーションボールが入っている可能性があるかと予測できず、口を開けて、中にもう1つ入っていないかの確認をしなかった。

10:42, 食事開始。対象児が口の中からおかずと一緒にデコレーションボールを吐き出す。

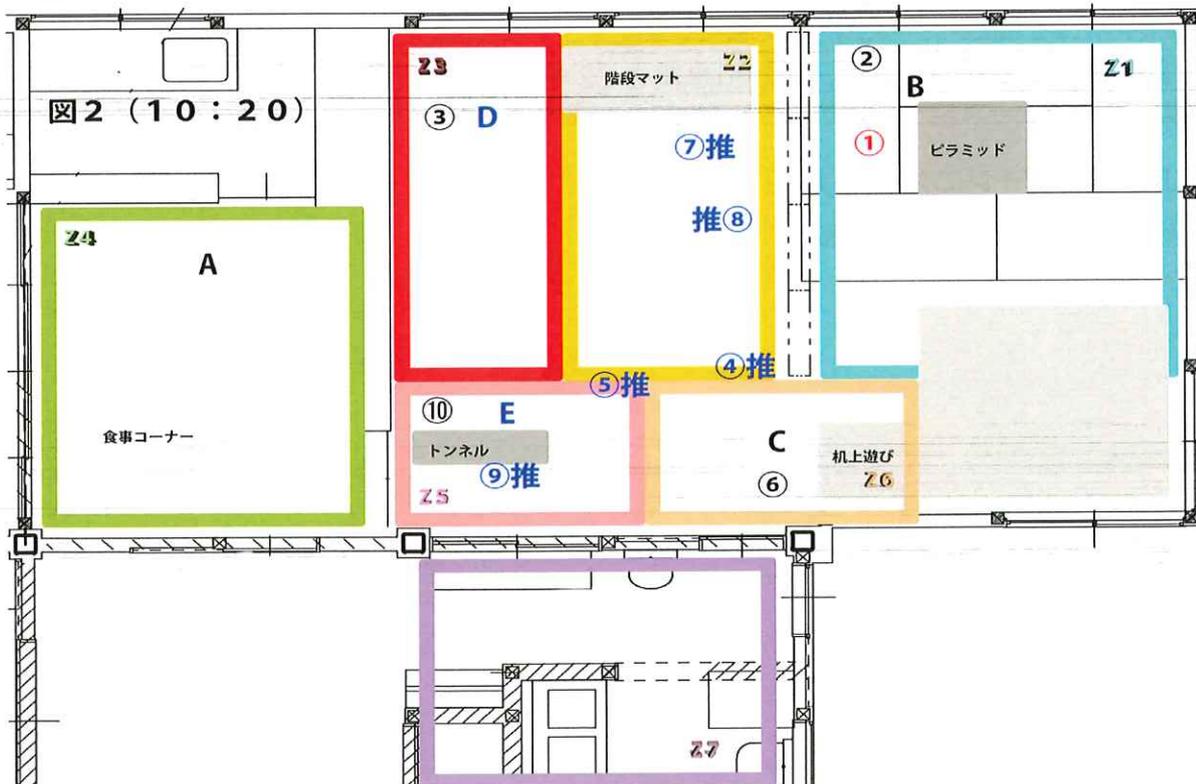
以下、時系列詳細

2.10:20の状況

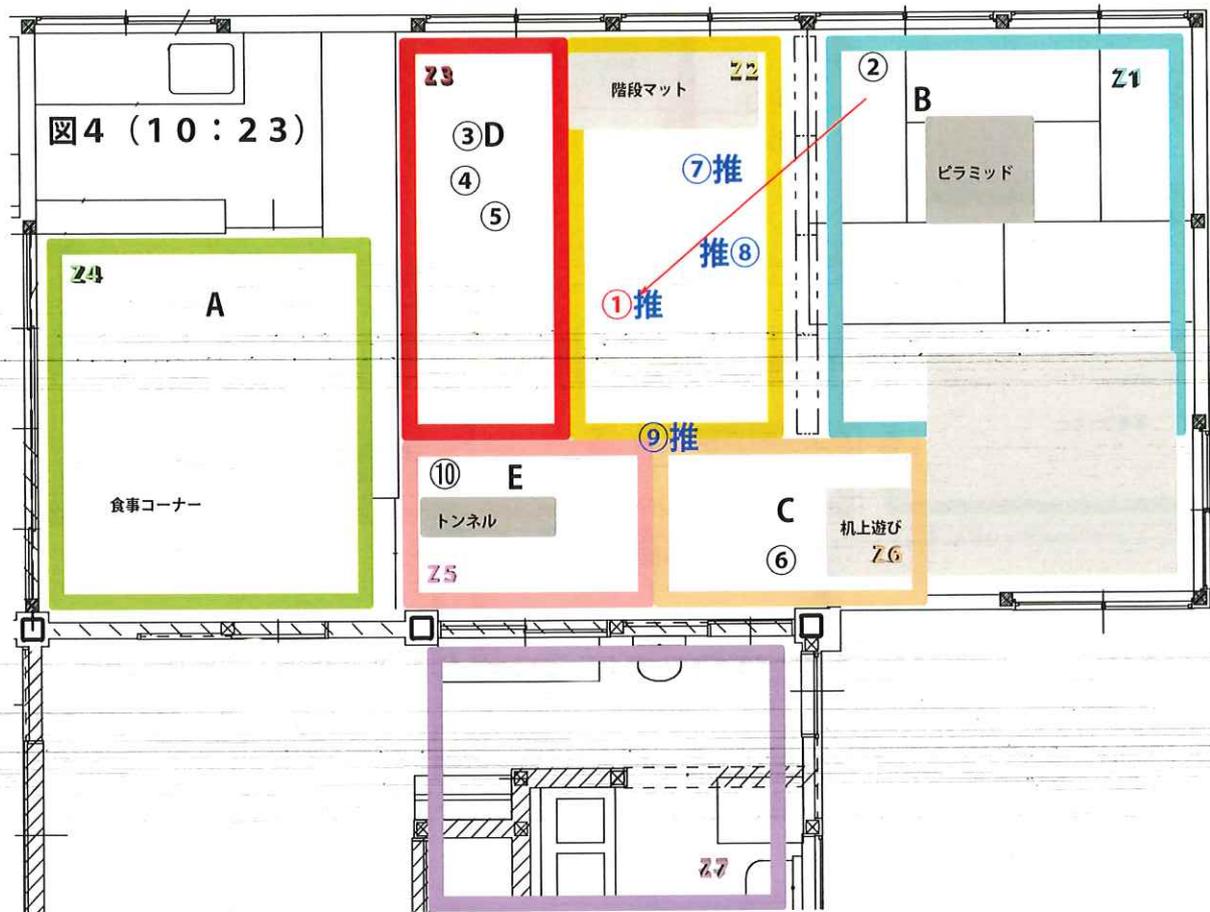


A～Eは保育士，①～⑩は児童。黒字は確認済み，青字は推定。B,E,Cの位置が不適。
 この時点でZ2は保育士不在(Aが食事コーナーに)になるのでDがZ2もみることになる。

①は事故対象児童



4.10:23の状況



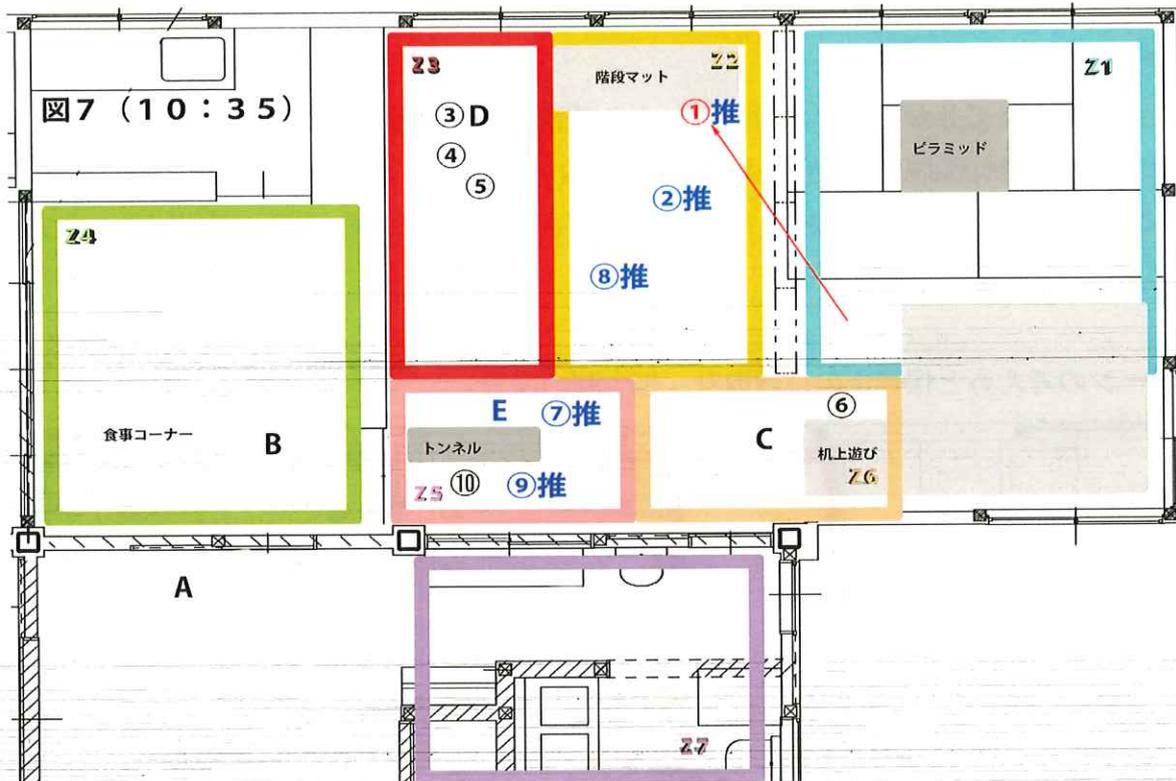
ここで、事故対象児童①がZ1からZ2に移動したと思われる。

B,C,Eは、それぞれ一人の児童にかかりきりで、事実上Dが一人で児童7人を見ることになるが、その声掛け等による相互確認が取れていない。

保育士ごとの自動担当数の不均衡が最大となる。

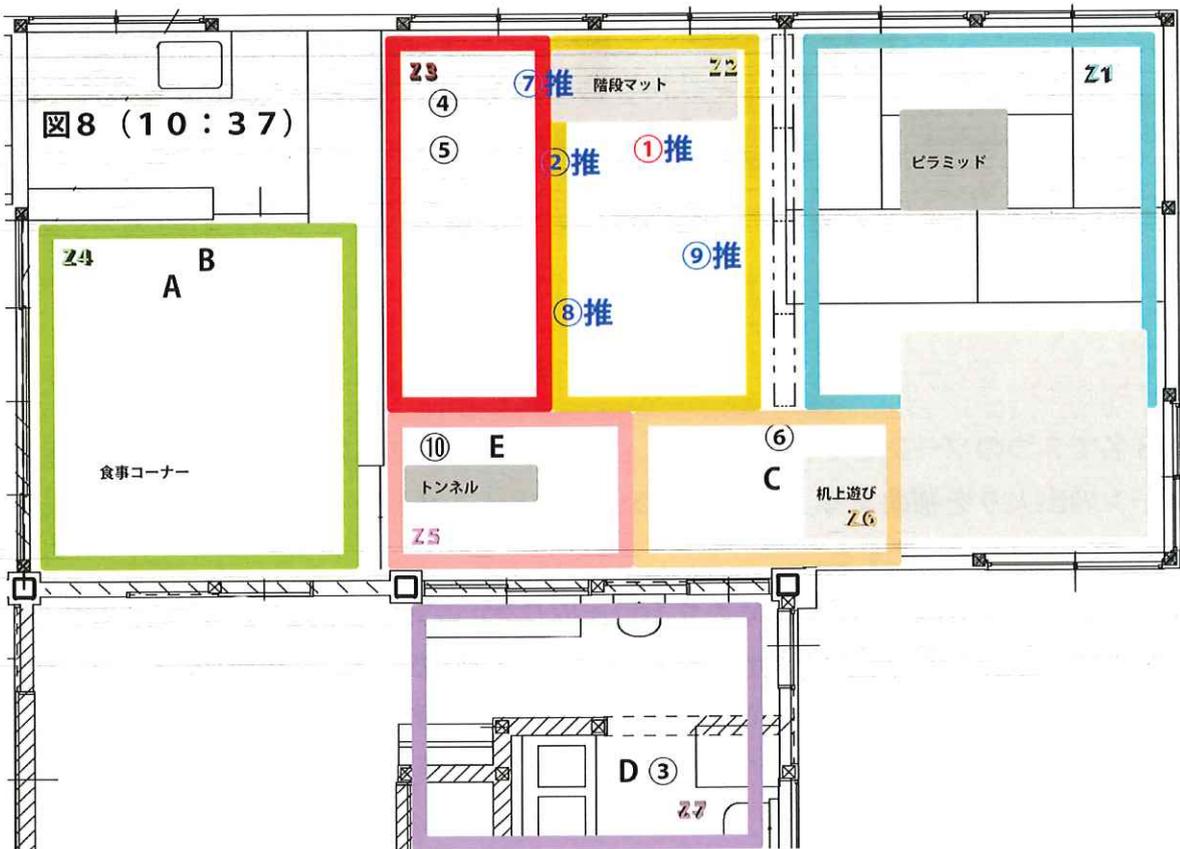
少なくとも、B,C,Eは他のゾーンが見えるよう、部屋の壁際に位置取るべきである。

7. 10 : 35 の状況



事故対象児童①が Z2 に移動。

8. 10 : 37 の状況 (B が Z4 へ移動)



D が③を Z7(トイレ) に連れて行き、Z 2,Z3 が大人不在となるが、C,E と連携なし。

10. 事故直後の記録

記憶は思いだす旅に新たな記憶に上書きされ、変化あ。当事者全員、事故直後の新鮮な記憶を時系列で記録することが重要。確実なことは（確）、曖昧な記憶なら（推定）と付記する。また、手書きメモで事故現場の見取り図と状況図を描く。それを基に最終記録を作成する。

11. 事後の対応

速やかに管理者に事故報告をするとともに、保護者に連絡し報告とお詫びをする。また、法人、施設職員全員に情報共有を行い、必要なら救急車の手配、行政に連絡する。外部への対応は管理者に一本化する。また、施設全体の点検確認を行う。

12. 今回の事故の問題点

今回は、誤食事故だったが、それ以外の何が起きていても不思議ではない状況だった。以下の問題点を検討し、現状の改善と保育業務マニュアル、危機管理マニュアルの改定に取り組まねばならない。

① 保育の基本が疎かになっていた

ゾーニング、保育士配置、保育士同士の連携、意思疎通が取れていない。慣れから、保育が劣化している。初心を忘れずに保育の基本に立ち帰る。

② 確認の徹底されていない

事前に、保育室内の全体での保育イメージの共有を図るため、ゾーンや保育士配置、遊具の数、状態等の確認がなされなかった。これまで、99回何事もなくとも100回目に問題が生じ得ることを認識すること。これまでの無事故は安心材料にならない。また、無事故だったのではなく事故を認識できていなかった可能性を忘れてはならない。

③ 今回の誤食

クッションボールはプラスチック製スポンジの柔らかな遊具なので、口から一つ遊具が出てきたら二つ以上口に入っている可能性、あるいはすでに飲み込んでしまっている可能性も考慮すべきなので、考慮されなかった。

④ そもそも遊具の素材の安全性を検討、考慮したのか

この手の遊具は児童が口にすることが高いので、素材の安全性を考慮しなければならない。素材や着色料が食品安全基準を満たしたものか確認しなければならない。ちなみに、欧米では乳幼児の遊具として原則プラスチック製のものの使用を禁止している場合があり、木製、紙製などの自然物、陶器やガラスなどが推奨されている。その点、日本は30年遅れているとされているので、今後、国際基準に向けて改善を進める必要がある。

1. 令和5年度理事会開催状況

1. 第1回理事会

日時：令和5年5月29日

場所：ピエモンテ会議場

出席監事2名：出席理事7名：欠席理事1名

議題

第1号議案. 令和4年度第四次補正予算案

協議ポイント：決算前補正

第2号議案. 令和4年度決算案

協議ポイント：会計監査を受け

第3号議案. 監事監査報告

協議ポイント：5月9日監事監査の報告

第4号議案. 令和4年度事業報告

協議ポイント：令和4年度本部運営・保育運営の報告

第5号議案. 監事の選任に関する議案

協議ポイント：評議員会に議案を提出の同意

第6号議案. 定時評議員会議案・日程調整案

協議ポイント：別紙定時評議員会日程・議案案にて

以上、全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

2. 第2回理事会

日時：令和5年6月15日

場所：フォレストイン昭和館車屋・リモート併用

出席監事2名：出席理事8名

議題

第1号議案. 理事長の互選

協議ポイント：前理事長・勝山明里の再任案

第2号議案. 業務執行理事の互選

協議ポイント：前業務執行理事・武藤清美の再任案

以上、全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

3. 第3回理事会

日時：令和5年9月30日

第5号議案. プラスワン訴訟の報告

協議ポイント：和解案を報告

第6号議案. さくら保育園アクシデント報告

協議ポイント：今後の対策

第7号議案. 令和6年度事業計画

協議ポイント：法人・かやの実保育園・さくら保育園の事業報告

以上, 全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

第 5 号議案. プラスワン・フローリング訴訟の報告

協議ポイント：和解案を報告

第 6 号議案. 令和 6 年度事業計画

協議ポイント：本部・かやの実・さくら事業計画

第 7 号議案. 令和 6 年度定時評議員会日程

協議ポイント：6 月 13 日開催予定

以上，全員賛成可決

V. 中長期事業と今後の課題

1. 施設整備

- (1) かやの実保育園長期修繕計画 ☞ 令和5年度改定実施
- (2) かやの実保育園5年修繕 ☞ 一部実施
- (3) さくら保育園長期修繕計画作成 ☞ 令和5年度改定実施

2. 法人運営

- (1) 評議員選任・解任委員会設置 ☞ 今年度開催なし
- (2) 評議員会 ☞ 今年度設置2回開催
- (3) 理事会 ☞ 今年度設置5回開催
- (4) 定款の改正 ☞ 今年度改定無し
- (5) 諸規定の改定 ☞ 就業規則，非常勤職員就業規則改定実施

3. 保育事業，早期教育の考え方，留意点，その他検討事項等

(1) 乳幼児期の教育的介入について

乳幼児期の教育的介入と成人になってからの社会的意思決定の関係

乳幼児期（生後数か月から小学校入学まで）に教育的介入を受けると、成人後に社会規範を遵守する確率が高く、将来的な利益を得るために前もって計画を立てるのが上手になる。今回の研究から、乳幼児期に受けた質の高い投資が、成人してからの社会的意思決定に影響を与える可能性のあることが示唆されている。

アベセダリアン・プロジェクト（ABC）は、米国ノースカロライナ州で実施された介入研究で、同州内の複数のリスクを抱える低所得家庭で1972～1977年に誕生した新生児に対して、生後5年間にわたって教育支援が行われた。先行研究から、この介入研究の参加者は成人になってからの認知能力、教育、経済、および身体的健康の点で良好な結果が得られたことが明らかになっているが、社会的意思決定戦略に対する影響を調べる研究は行われていない。

今回、Read Montagueたちの研究グループは、ABC参加者78人（39～45歳）を再び招集し、社会規範の遵守の要求と計画性を調べるための金融ゲームに参加させた。その結果、教育的介入を受けた被験者は将来の計画を立てるのが上手だった。また、ゲームにおいては、ABC参加者の方が、プレーヤー間で不平等な金銭の分配があった場合に（自分にとっての有利不利と関係なく）拒絶する確率が高かった。Montagueたちは、恵まれない生い立ちの子どもたちに教育資源を提供する

繁に見られる。嘘は行為の形態により2種類に分けられる。一つは「事実と違うことを相手に伝える」ことで欺くものである。人間が「嘘」と聞いた時に通常思い浮かべるのはこの種類で、積極的な発言を伴っていることから、「作為による嘘 (lie of commission)」とみなせる。しかし人間は、事実を知っているのに「あえて何も言わない」ことで欺くこともある。これは「不作為の嘘 (lie of omission)」と呼ばれることがあります。

人間は物事を判断するとき、常に客観的であったり、合理的であったりするわけではなく、認知バイアスにより歪みが生じ得る、と知られている。作為と不作為についても同様で、人間は、作為による悪いことを不作為による悪いことよりも否定的に判断する(不作為の方が気にならない)傾向がある。これは「不作為バイアス」と呼ばれる。これは、「他者の大切なものを突き落として壊す/落下しそうな他者の大切なものに気づきながら支えない(その結果、落下して壊れる)」というように、「何かをする/何もしない」という「行動の有無」に主として焦点を当てられた研究から明らかになった。この研究では、「発言の有無」に焦点を絞り、作為の嘘と不作為の嘘の道徳的判断においても不作為バイアスが生じるのかどうか、さらに年齢や状況によりバイアスの程度に差があるのか、検討した。

この実験の参加者は、小学3年生(8~9歳)78人、6年生(11~12歳)76人、大人80人。2つの類似した話で構成された4場面が用意された。4場面のうち2場面は「利己的状況」で、主人公が自分を守るために先生を欺く場面。残りの2場面は「他者をかばう状況」で、主人公が同級生を守るために先生を欺く場面。さらに、利己的状況の2場面のうち一方は、主人公がわざわざ悪いことをする「意図的悪事」(たとえば、ゴミ箱に投げ入れて遊んで、ゴミを散らかすようなこと)だった。もう一方は、主人公がうっかり悪いことをしてしまう「偶発的悪事」(たとえば、うっかりゴミ箱をひっくり返して、ゴミを散らかしたようなこと)だった。他者を庇う状況の2場面も同様で、一方は同級生がわざわざ悪いことをする「意図的悪事」で、それを主人公が目撃した(たとえば、壁に落書きをしている同級生と目が合ったような場合)。もう一方は、同級生がうっかり悪いことをしてしまう「偶発的悪事」で、それを主人公が目撃した(たとえば、うっかり壁を汚してしまった同級生と目が合ったような場合)。各状況内の2場面で、主人公(および同級生)の性別が入れ替えられている。

各場面の2つの話で、主人公の「意図」(たとえば、先生に訊かれたら、「わたしではない」と言おうとしたような場合)と、「結果」(たとえば、主人公が安堵として喜んだような場合)は完全に同じだった。唯一の違いは、主人公の嘘が「作為」によるもの(偽の情報を伝える)か、それとも「不作為」によるもの(何も言わない)かだった。各場面で事実確認の質問をした後、2つの話それぞれについて「善悪の評価」(たとえば、話1で、甲さんが「私ではありません」と言ったこと、もしくは、話2

向」に気づきにくいことを意味する。その結果、子供の道徳性を向上させる機会を逸している可能性もあります。バイアスによる影響を大人が知っておくことで、子供の嘘にかかわる道徳性を高めていくことができる、と考えられる。進化心理学的観点からも注目される研究だと思われる。

Hayashi H, and Mizuta N.(2021): Omission bias in children' s and adults' moral judgments of lies. Journal of Experimental Child Psychology

(4) 学習が進化に与える影響について

自然選択による進化により、多様な形質を持つ生物の集団は環境に適応している。従来の進化学では、集団内の形質の多様性は無作為な突然変異で生じ、親世代の経験は反映されない、と考えられてきた。しかし、エピジェネティクス研究の発展などにより、親世代の経験に依存した突然変異が起きる可能性も近年示唆され始めた。つまり、先祖の経験を各個体が学習し、多様性に偏りをもたらず可能性である。しかし、これにより進化がどれだけ加速し得るのかななどを扱う、体系的な理論は存在していない。

この研究は、理論進化学の数理手法を基盤に、学習と進化の関係を考察する数理的な枠組みを構築した。まず、先祖の形質をまねる先祖学習が、適応度の勾配、つまりどういう方向に形質を変化させると適応度が大きく上昇するかを経験から推定することと等価で、その結果として進化が加速される、と明らかになった。またこの研究は、フィッシャーの自然選択の基本定理として知られる進化速度測定定理を拡張し、学習が進化をどの程度加速するのか、定量的に予言する関係式も与えた。これらは、親子で相関を示す実験データの解釈や、先祖学習を検証する新たな実験系の設計に加えて、遺伝的アルゴリズムや機械学習などへの応用など、理学・工学の双方での応用が期待できる数理的基礎になる、と期待される。

Nakashima S, and Kobayashi TJ.(2022): Acceleration of evolutionary processes by learning and extended Fisher's fundamental theorem. Physical Review Research

(5) 絵画配色の好みの普遍性について

色は個人の好みに最も影響を与える視覚的要素の一つで、たとえば、洋服を選ぶ場合や、ロゴマークから企業の性格を想像する場合など、色ぼ入の意思決定に大きな影響を与える。プロダクトデザイナーは、色が消費者行動に与える影響をよく理解し、その効果を最大化するために活動しており、色のトレンドを予測する専門機関も存在するほどだ。

色の重要性は絵画においても同様だ。商業的な理由がない限り、画家は自分の個人的な美的経験を作品として表現しようとする。したがっ

り、そうした意思決定の背後にあるメカニズムを明らかにすることで、きわめて個人的で主観的な存在と考えられている「美しさ」について、どのような要因が美しさに影響を与えているのか、そもそもなぜ美しさを感じる仕組みが人間に備わっているのか、そうした問いに答えることが期待される。進化心理学的観点から、たいへん注目される研究だと思われる。

Nakauchi S. et al.(2022):Universality and superiority in preference for chromatic composition of art paintings. Scientific Reports

(6) マスク着用と乳幼児の発達、特に顔認識への影響について

乳児は生後4カ月で極端な表情を認識し、6カ月で人の表情を区別し、7カ月頃には母親の表情をうかがい、10カ月頃には好き嫌いの表情が区別できるという。この能力は概ねこの頃に身につくとされ、この時期に人の表情に接する機会が失われると、表情の認識能力に重大な問題が生じる事がある。乳児に接する大人が常時マスクを着用していると、人の表情に接する機会が失われ、子の成長発達に大きく影響すると思われる。

令和4年度は保育士のマスク着用が事実上義務化されたため、大人の表情に接する機会は家庭のみとなった。家庭での親子の接触がどの程度なされていたかが重要であり、保育時間の長い乳児ほどその影響が大きいと思われる。なお、欧米人は口元の表情を重視するのに対し、日本人はアイコンタクト重視の傾向が強く、欧米人ほど影響は大きくないとする説もある。一方、保育士がメガネを着用した場合、その影響が気になるところである。

また、食育の面でも保育士が食事をよく噛んで食べるところを子どもに見せると子どももよく噛むようになり、見せないと丸呑み傾向が強まるという。たくさん噛むと脳が刺激され血流が活発になり、その結果脳も活性化される。脳の中では前頭前野や海馬を始め様々な部分が活性化される。このうち前頭前野は情報の統合力、判断力、集中力など、社会生活を営む上で大切な働きをつかさどる領域である。また海馬の活性化は記憶力アップにつながりという。前頭前野の発達が悪ければ、物事を計画し判断して行動することが難しくなる。

突然キレる子どもが増えているが、これは前頭前野の発達が悪いのか、機能が低下しているからだと考えられている。他にも、噛むことにより脳内に緊張を和らげる物質が増える。これにより気持ちが落ち着き、集中力や記憶力も高まる。外出先では中々マスクは外せないのが、家庭での食事の時間を大いに利用して子どもの将来のために前頭前野を大いに刺激する必要がある。子どもたちは日々成長しているので、毎日の食事の時間を大切にしたい。

それに離乳食は使い捨てプラスチックで包装されている。子どもはプラスチックカップで飲み物を飲み、プラスチックのお皿で食事をとる。ハイハイする時に下に敷かれているカーペットの素材は、ポリエステルであることが多い。硬材のフローリングでさえ、ポリマーのコーティングからマイクロプラスチックが剥離する。

こうしたさまざまな経路で生じた微小な粒子を、子どもたちは吸い込んだり、飲み込んだりするのだ。室内のほこりも、特に乳児にとってはマイクロプラスチックに晒される主要な経路となる（そもそも一般論として、室内の空気はマイクロプラスチックだらけで、誰もが年に数十万個の粒子を吸い込んでいとされる）。

複数の研究により、一般家庭の屋内の床には、1平方メートルあたり10,000本のマイクロファイバーが毎日降り積もることが示されている。衣類やソファ、ベッドのシーツから飛散したものだ。赤ちゃんはかなりの時間をこうした環境でハイハイして過ごし、蓄積した繊維をかき乱し、空気中に巻き上げる。

「残念ながら現代のライフスタイルにおいて、赤ちゃんはありとあらゆる物質に晒されており、しかもそれらが長期的にどんな影響をもたらすかはわかっていないのです」と、ニューヨーク大学医学部で環境健康科学が専門とするクルンタチャラム・カナンは言う。

③ 生まれる前から体内にプラスチック

研究チームは6人の1歳児の使用済みおむつを回収し、フィルターにかけてマイクロプラスチックを収集し、粒子の数を計測した。3人の新生児の胎便サンプルと、10人の成人の糞便サンプルにも同様の処理を実施した。

この際にPET粒子に加え、眼鏡のレンズなどにガラスの代替素材として使われる別種のプラスチックであるポリカーボネートの粒子もカウントした。乳児の消化器から排出されたマイクロプラスチック以外を計測しないよう、おむつの素材であるポリプロピレンは除外している。ポリプロピレンは、ポリカーボネートやPETとは別種のポリマーだ。

計測の結果、乳児のサンプルには成人の10倍のPETが含まれていた。一方、ポリカーボネートの含有量は両グループで同等だった。胎便にも少量ながら両方のポリマーが含まれていたことから、誕生の時点ですでに新生児の消化器内にはプラスチック粒子が存在することが示唆されている。この結果は、ヒトの胎盤と胎便からマイクロプラスチックが見つかったとする先行研究と一致する。

こうした結果は、ヒトの健康、そして乳児の健康にとって何を意味するのだろうか。研究者たちはいま、これを喫緊の課題として解明に当たっている。スイス連邦工科大学チューリッヒ校のチームの研究によると、さまざまな種類のプラスチックに含まれる化学物質は、合計で10,000種を優に上回る。このうち4種に1種は、人体に悪影響を及ぼすおそれがあるという。

とはいえ、これはヒトとはまったく異なる種を、極めて高濃度のプラスチック粒子に曝露させた実験結果である。EDCは悪い知らせだが、どの程度のマイクロプラスチックへの曝露で人体に悪影響が及ぶのかは、研究者にもまだわからない。「マイクロプラスチックに含まれるどの物質をどれだけ摂取すると悪影響が出るのか検証するには、まだまだたくさんの研究が必要です」と、イリノイ大学のフローズは指摘する。

⑥ 子どもを守るためにできること

一方で、子どもたちをマイクロプラスチック粒子への曝露から守る方法はあると、研究者たちは言う。

例えば粉ミルクを溶かすときは、プラスチック容器を使わずにガラス瓶を使い、ミルクを室温まで冷ましてからプラスチック容器に移すようにする。掃除機やモップで床を掃除してマイクロファイバーを取り除く。プラスチックの包装や容器をできるだけ避ける、といった具合だ。



マイクロプラスチック汚染は、わたしたちの生活のありとあらゆる側面に及んでいて、完全に取り除くことはできない。それでも、大切な家族がマイクロプラスチックに晒される量を抑えることは可能なのだ。

マイクロプラスチックは、人間の血液にも潜んでいる：研究結果

雪に覆われた山脈から海の底まで、地球上のあらゆるところで見ついているマイクロプラスチック。このほど発表された研究によると、この微小なプラスチックが人間の血液にも潜んでいたことが明らかになった。

魚の幼生はマイクロプラスチックを餌と間違える。それを人間が食物連鎖を通じて摂取する：研究結果

マイクロプラスチックは飲料水

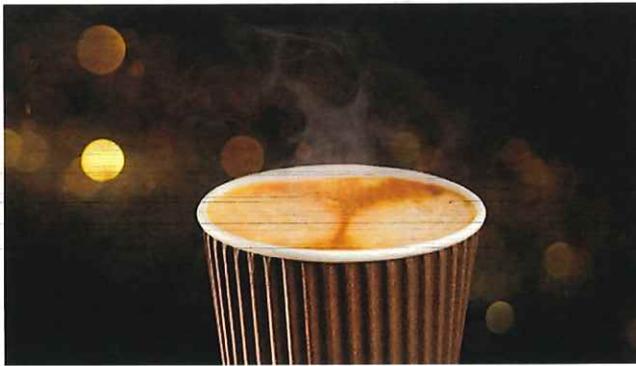
にも入っているが、心配しすぎなくていい（いまのところは）：WHO 報告書より





ート (PET) のほか、発泡スチロール容
器の素材であるポリスチレン (PS) など、
最も一般的な7種類のプラスチックが検
出されたが、最も多かったのはナイロン
の一種であるポリアミド (PA) だった。
だが、この7種類のプラスチックは、飲
料水の中で見つかったナノプラスチック
の10%に過ぎない。今回の研究では、残

り90%のナノプラスチックの種類を特定できなかつたが、種類によっては、1リットル中に数千万個含まれている可能性もある。



紙コップでコーヒーを1杯飲むと2万
5000個のマイクロプラスチックを摂取す
ることになる

2020年12月 Science

コンビニやコーヒーショップで飲み物
を購入した時や、公共施設の休憩スペ
ースに設置されているドリンクコーナーな

ど、使い捨て紙コップは日常生活の至る所で使われている。そんな紙コップに注いだ熱湯を分析した研究により、紙コップでコーヒーやお茶を飲むと大量のマイクロプラスチックが飲料に溶け出すことが判明した。

今回、使い捨ての紙コップで温かい飲み物を飲んだ際の影響についての実験を行ったのは、インド工科大学カラグプル校で環境工学を研究している Sudha Goel 准教授らの研究チームです。研究チームは、紙コップにコーヒーなどを注いだ状況を再現するため、まず市販されている使い捨て紙コップを5種類収集しました。5種類の紙コップのうち、4種類は高密度ポリエチレン (HDPE) グレードのプラスチックフィルムで内側がコーティングされたものだったとのこと。

研究チームが紙コップに85～90度の熱湯を100ミリリットル注ぎ、15分間放置してその様子を蛍光顕微鏡で観察したところ、マイクロプラスチックが湯の中に放出されていることが確認された。

この結果について Goel 氏は、「コーヒーやお茶を飲むのにかかる15分間でカップのプラスチック層が劣化し、2万5000個のミクロンサイズの粒子となって飲料中に放出されます。つまり、紙コップ入りの温かい飲み物を毎日3杯飲む人は、肉眼では見えないマイクロプラスチックの粒子を1日に7万5000個摂取することになります」と話した。

VI. 令和5年度経営分析

1. 決算状況

表1-1. 法人単位資金収支計算書(決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	508,607,431	476,521,603	32,085,828
施設整備等による収支	4,000,000	13,793,611	△ 9,793,611
その他の活動による収支	8,482,350	30,460,120	△ 21,977,770
予備費			0
当期資金収支差額合計			314,447
前期末支払資金残高			60,017,545
当期末支払資金残高			60,331,992

表1-2. 本部拠点区分資金収支計算書(決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	4,478,150	2,910,714	1,567,436
施設整備等による収支	0	90,000	△ 90,000
その他の活動による収支	0	1,400,000	△ 1,400,000
予備費			0
当期資金収支差額合計			77,436
前期末支払資金残高			5,678,941
当期末支払資金残高			5,756,377

表2-1. 法人単位事業活動計算書(決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	502,605,579	482,212,225	20,393,354
サービス活動外増減の部	6,001,852	8,745,888	△ 2,744,036
経常増減差額			17,649,318
特別増減の部	4,000,000	4,000,000	0
当期活動増減差額			17,649,318
前期繰越活動増減差額			117,531,114
当期末繰越活動増減差額			135,180,432
基本金取崩額			0
その他の積立金取崩額			6,895,350
その他の積立金積立額			27,000,000
次期繰越活動増減差額			115,075,782

表2-2. 本部拠点区分事業活動計算書(決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	4,478,150	2,910,714	1,567,436
サービス活動外増減の部	0	0	0
経常増減差額			1,567,436
特別増減の部	0	0	0
当期活動増減差額			1,567,436
前期繰越活動増減差額			5,678,941

表3-2. 本部拠点区分貸借対照表

本部拠点区分 貸借対照表

令和6年3月31日現在

社会福祉法人名 かやの実社

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	5,766,377	5,749,170	7,207	流動負債	0	70,229	△70,229
現金預金	4,570,687	4,379,260	191,427	事業未払金	0	0	0
未収補助金	1,035,190	1,303,110	△268,220	その他の未払金	0	66,300	△66,300
立替金	0	0	0	職員預り金	0	3,929	△3,929
前払金	150,500	66,500	84,000	仮受金	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0				
固定資産	33,018,377	31,528,377	1,490,000	固定負債	0	0	0
基本財産	0	0	0	負債の部合計	0	70,229	△70,229
その他の固定資産	33,018,377	31,528,377	1,490,000	純 資 産 の 部			
市振興費積立資産	24,728,377	23,328,377	1,400,000	基本金	0	0	0
その他の積立資産	8,200,000	8,200,000	0	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
差入保証金	90,000	0	90,000	その他の積立金	32,928,377	31,528,377	1,400,000
				市振興費積立金	24,728,377	23,328,377	1,400,000
				その他の積立金	8,200,000	8,200,000	0
				次期繰越活動増減差額	5,846,377	5,678,941	167,436
				(うち当期活動増減差額)	1,567,436	2,109,143	△541,707
				純資産の部合計	38,774,754	37,207,318	1,567,436
資産の部合計	38,774,754	37,277,547	1,497,207	負債及び純資産の部合計	38,774,754	37,277,547	1,497,207

※：決算報告書
巻末に添付

2. 財務分析

東京都が新会計基準に準拠したフォーマット
巻末に添付

3. 社会福祉充実残額

巻末に添付

4. 経営分析表

巻末に添付

5. 長期修繕計画・資金計画

巻末に添付

1. 法人組織

(1) 評議員選任・解任委員会

評議員専任・解任委員会は、理事長の（理事会で審議推薦された評議員候補）の提案を受け、評議員の選任ならびに解任を行う。

評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

なお、理事が、理事会の決定に従い評議員候補者等の提案を行うことは通常と考えられ、その提案の説明・質疑対応のために出席することは可能である。

事務局員に法人の職員になることは可能であり、定款において「事務局員」を「職員」と定めることも可能。

監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当。

評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当（厚生労働省）。

(2) 評議員会

評議員は7名以上（理事数+1名以上）で構成する。評議員会は評議員会決議事項等の法人の重要事項、（1. 理事・監事・会計監査人の専任、2. 理事・会計監査人の解任、3. 理事・監事の報酬、4. 計算書類の承認、5. 役員報酬基準の承認、5. 社会福祉充実計画の承認、6. その他、定款で定める決議事項（監事の解任、定款の変更、法人の解散、吸収合併消滅または存続する場合の吸収合併契約、新設合併により消滅する場合の新設合併契約）の決議機関。

評議員のあり方：評議員は、事前送付された議案についてあらかじめ検討し、自ら関連資料をあたり、理事長提案の議案が議決、事務局提案の議案が決議されるよう努めなければならない。また、評議員は安易に施設と関わることは避け、必要な場合は理事長（あるいは業務執行理事）と園長の了解のもとで、個人ではなく組織の一員として関わること。

(3) 理事会

理事会は理事7名、監事2名で構成する。理事会は法人業務の執行機関であり、法令に定める決議事項（1. 理事長・業務執行理事の専任・解任、2. 評議員会の招集に係る事項、3. 計算書類、事業報告、付属明細書、4. 重要な財産の処分及び譲受け、5. 多額の借財、

社会福祉法人財務分析計算シート（法人・施設）

	決算数値・財務指標	決算数値入力	入力金額の説明
貸借対照表	流動資産	80,693,057	資産の部「流動資産」
	固定資産	871,894,719	資産の部「固定資産」
	流動負債	40,902,387	負債の部「流動負債」
	短期運営資金借入金	0	負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」
	役員等短期借入金	0	負債の部「流動負債」の「役員等短期借入金」
	1年以内返済予定長期運営資金借入金	0	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定長期運営資金借入金」
	1年以内返済予定役員等長期借入金	0	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定役員等長期借入金」
	固定負債	99,005,098	負債の部「固定負債」
	長期運営資金借入金	0	負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」
	役員等長期借入金	0	負債の部「固定負債」の「役員等長期借入金」
純資産の部合計	812,680,291	「純資産の部合計」	
事業活動計算書	経常経費寄附金収益	0	サービス活動増減の部 収益「経常経費寄附金収益」
	サービス活動収益計	502,605,579	サービス活動増減の部 サービス活動収益計
	人件費	387,527,595	サービス活動増減の部 費用「人件費」
	事業費	36,039,768	サービス活動増減の部 費用「事業費」
	事務費	46,992,150	サービス活動増減の部 費用「事務費」
	福利厚生費(拠点計)	2,085,773	拠点区分事業活動計算書 サービス活動増減の部 費用 事務費「福利厚生費」をすべての拠点合計する
	業務委託費(拠点計)	9,895,439	拠点区分事業活動計算書 サービス活動増減の部 費用 事務費「業務委託費」をすべての拠点合計する
	減価償却費	194,579,616	サービス活動増減の部 費用「減価償却費」
	国庫補助金等特別積立金取崩額(±数値で入力)	20,016,904	サービス活動増減の部 費用「国庫補助金等特別積立金取崩額」
	経常増減差額	17,649,318	経常増減差額
以下の決算数値は、施設の財務分析のみで使用します。			
貸借対照表	有形固定資産(土地を除く。)取得価額	431,363,418	資産の部「基本財産」及び「固定資産」の「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「器具及び備品」「建設仮勘定」「有形リース資産」の取得価額を合計する(貸借対照表又は注記から入力)
	有形固定資産減価償却累計額(±数値で入力)	349,117,617	資産の部「基本財産」及び「固定資産」の「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「器具及び備品」「建設仮勘定」「有形リース資産」の減価償却累計額を合計する(貸借対照表又は注記から入力)
	1年以内返済予定リース債務	0	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定リース債務」
	1年以内返済予定設備資金借入金	10,236,000	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定設備資金借入金」
	設備資金借入金	56,747,000	負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」
	リース債務	0	負債の部「固定負債」の「リース債務」
資金収支計算書	借入金利息補助金収入	289,068	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 収入「借入金利息補助金収入」
	事業活動収入計	508,607,431	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 収入「事業活動収入計」
	支払利息支出	288,888	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 支出「支払利息支出」
	事業活動資金収支差額	32,085,828	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支「事業活動資金収支差額」
	設備資金借入金元金償還補助金収入	0	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 収入「施設整備等補助金収入」の「設備資金借入金元金償還補助金収入」
	設備資金借入金元金償還支出	10,236,000	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 支出「設備資金借入金元金償還支出」
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 支出「ファイナンス・リース債務の返済支出」
長期運転資金借入金元金償還支出	0	拠点区分資金収支計算書 その他の活動による収支 支出「長期運転資金借入金元金償還支出」	
財務分析の計算結果			
財務指標(共通)	<短期安定性>流動比率	197.3%	☑ 150%以上なら優良。100%未満の場合流動負債が流動資産を上回っている。
	<長期安定性>純資産比率	85.3%	☑ 高いほどよい。50%未満の場合自己資本より負債が上回っている状態。
	<長期安定性>固定長期適合率	95.6%	☑ 100%未満であること。100%以上の場合固定資産が過大投資の可能性
	<費用合理性>人件費率+委託費率	79.1%	☑ 85%未満であること。85%以上の場合、対策を検討する必要あり。
	<費用合理性>労働分配率	138.1%	☑ 100%未満であること。100%以上の場合限界利益以上の人件費が支出されている。
	<収益性>経常増減差額率	3.5%	☑ 通常5%程度。マイナスが続く場合、事業の継続性が危ぶまれる。
	<借入の割合>サービス活動収益対運営資金借入金比率	0.0%	☑ 通常2%程度、少ない方がよい。おおい場合は事業活動収入比の返済割合が大。
財務指標(施設)	<資金繰り>借入金償還余裕率	31.9%	☑ 100%を上回る場合は財務安定性に問題が生じている可能性がある。
	<資金繰り>債務償還年数	2.1	☑ 値が主要設備の残存耐用年数に比し著しく大きい場合借入金残高と収支に問題が生じている。
	<資金繰り>事業活動資金収支差額率	6.3%	☑ 値がマイナスの場合期末支払資金残高の取崩をきたし、資金繰りに窮する可能性がある。
	<費用合理性>事業費比率	7.2%	☑ 値の多寡と推移を分析することが有用。
	<費用合理性>事務費比率	9.3%	☑ 値の多寡と推移を分析することが有用。
	<資産合理性>固定資産老朽化率	80.9%	☑ 値が高い場合、建物等の設備の老朽化が進み、設備行進の必要性が高まっている。

残額算定シート

(ので、手入力は不要となります。)

①、②のいずれか 高い方の率	自己資金比率				合計額
	③一般的自己 資金比率	④建設時自己資金比率		①、④のいずれか 高い方の率	
		建設時自己資金 (d)	d/b		
1.269	24%	23,186,741	7.5%	24.0%	46,481,703
1.198	24%	67,995,994	18.2%	24.0%	34,659,910
-	24%	-	-	24.0%	-
-	24%	-	-	24.0%	-
-	24%	-	-	24.0%	-
					81,141,613

(2) 大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額 (a)	一般的大規模修繕 費用比率 (b)	大規模修繕実績額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合		合計額 (①、②のいずれか)
				貸借対照表価額 (c)	合計額② ((a×b) × c / (a+c))	
152,619,200	23%	-	-	157,829,041	17,845,746	17,845,746
120,597,825	23%	-	-	253,553,169	18,791,757	18,791,757
-	23%	-	-	-	-	-
-	23%	-	-	-	-	-
-	23%	-	-	-	-	-
						36,637,503

④ 収支分岐点 事業活動において、収支が等しくなる（収支がトントンになる）収入がいくらであることを示しています。

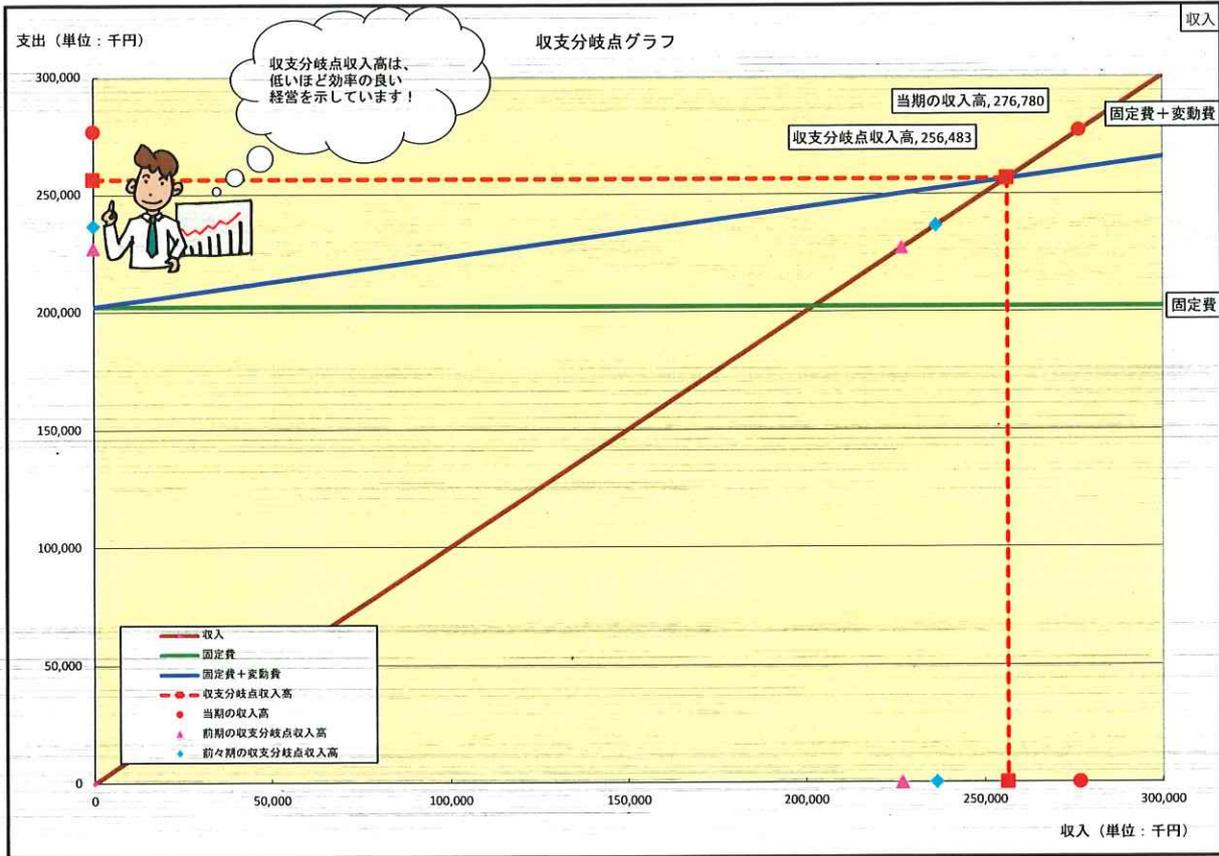
	5年度	4年度	3年度
【調整後】事業活動収入計（A）	276,780,177円	267,329,147円	255,769,087円
変動費	58,420,646円	56,053,319円	49,446,703円
固定費	202,346,914円	179,299,196円	190,790,708円
収支分岐点収入高	256,483,490円	226,868,835円	236,515,128円
収支分岐点比率	92.7%	84.9%	92.5%
1ヶ月当りの収支分岐点園児数	104名	96名	100名

※変動費には、園児の増減により変動する費用が含まれ、固定費には園児の増減により変動しない費用が含まれています。

- 例) 変動費・・・非常勤給与、派遣費、事業費など
 固定費・・・常勤給与、業務委託費、保守料など

$$\frac{\text{収支分岐点収入高}}{\text{当期収入高}} = \frac{\text{固定費}}{\text{当期収入高} - \text{固定費}}$$

収支分岐点比率は、現在の収入高に対する収支分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていると考えられます



④ 安全性 施設の財政状態の安全性を示しています。

① 自己純資産比率 (E)-(G)-(H)/(F)	5年度	比率	4年度	比率	3年度	比率
純資産の部合計 (E)	413,680,610	53.6%	409,211,223	52.0%	389,584,565	47.4%
資産の部合計 (F)	469,947,901		460,946,631		444,849,385	
国庫補助金等特別積立金 (G)	123,039,739		130,558,144		139,765,737	
基本金 (H)	38,983,290		38,983,290		38,983,290	

資産に占める法人自身が蓄積した純資産の割合で比率が高いほど安全性が高くなります

② 支払余力と設備投資予定額の比較

＋ 当期末支払資金残高	24,940,092	固定資産減価償却累計額	190,095,529
＋ 積立資産額	247,026,030	(国庫補助金等特別積立金)	(117,625,490)
▲ 設備資金借入金残高	▲ 18,011,000		
▲ リース債務残高	0		
支払余力 ※	253,955,122	設備投資予定額	72,470,039

※支払余力＝当期末支払資金残高＋積立資産額－設備資金借入金残高－リース債務残高

支払余力>設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられます

⑤ その他

① 園児及び職員の一人当たり月額給食費

$$\frac{\text{年間給食費 } 10,100,238\text{円}}{\text{年間延べ園児数 } 1,347\text{名}} = \text{園児給食費 } 7,498\text{円} < \text{職員給食費 } 8,000\text{円}$$

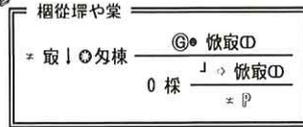
園児給食費>職員給食費である場合には、監査で指摘される可能性があるため、注意が必要です

④ 収支分岐点 事業活動において、収支が等しくなる（収支がトントンになる）収入がいくらであるかを示しています。

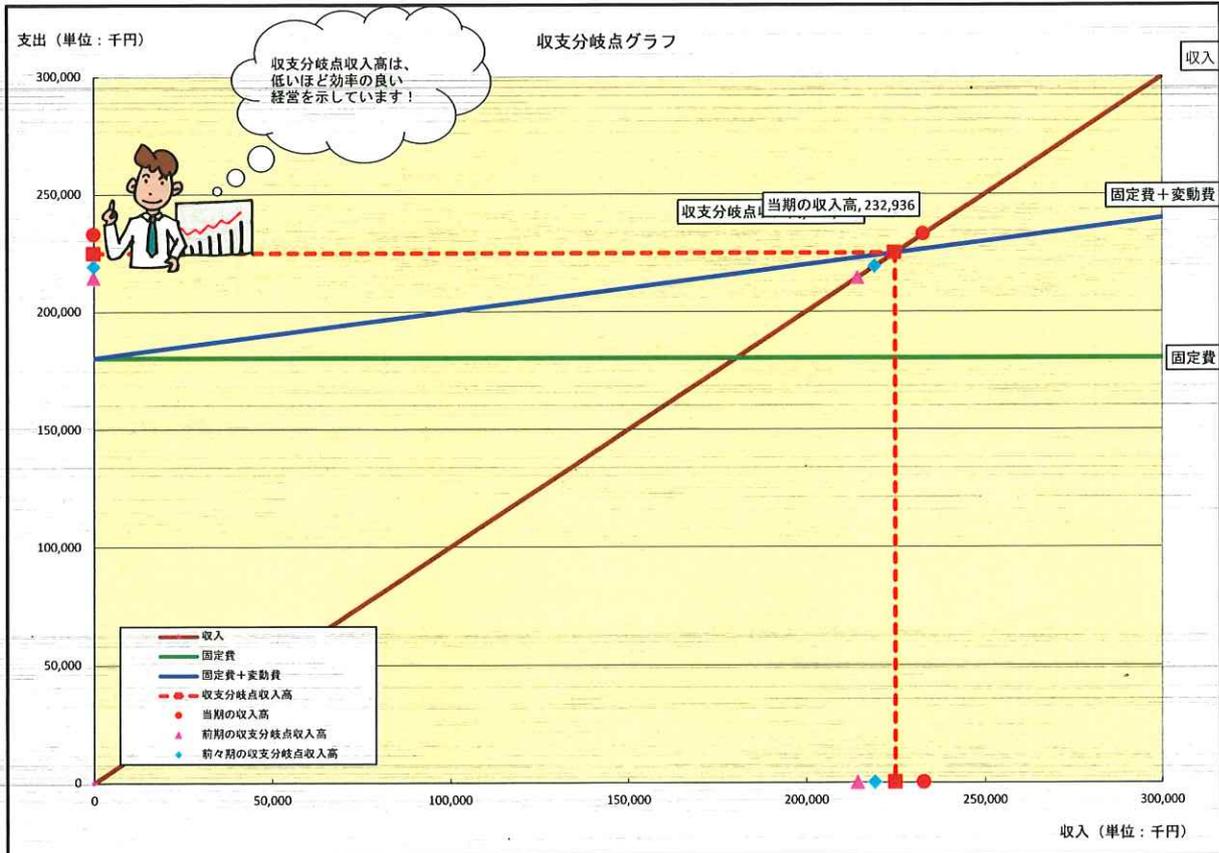
	5年度	4年度	3年度
調整後）事業活動収入計（A）	232,936,104円	236,034,450円	231,107,889円
変動費	46,200,558円	42,049,987円	42,175,684円
固定費	180,338,891円	176,133,661円	179,195,166円
収支分岐点収入高	224,956,841円	214,314,131円	219,197,232円
収支分岐点比率	96.6%	90.8%	94.8%
1ヶ月当りの収支分岐点園児数	91名	90名	96名

※変動費には、園児の増減により変動する費用が含まれ、固定費には園児の増減により変動しない費用が含まれています。

例) 変動費・・・非常勤給与、派遣費、事業費など
 固定費・・・常勤給与、業務委託費、保守料など



収支分岐点比率は、現在の収入高に対する収支分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていると考えられます



④ 安全性 施設の財政状態の安全性を示しています

① 自己純資産比率 (E)-(G)-(H)/(F)	5年度	比率	4年度	比率	3年度	比率
純資産の部合計 (E)	360,224,927		364,629,336		356,282,516	
資産の部合計 (F)	443,865,121	40.6%	451,892,370	47.0%	448,594,164	44.5%
国庫補助金等特別積立金 (G)	139,884,073		148,382,572		156,881,071	
基本金 (H)	0		0		0	

資産に占める法人自身が蓄積した純資産の割合で比率が高いほど安全性が高くなります

② 支払余力と設備投資予定額の比較

+ 当期末支払資金残高	29,593,891		固定資産減価償却累計額	160,175,565
+ 積立資産額	115,743,000		(国庫補助金等特別積立金)	(67,211,806)
▲ 設備資金借入金残高	▲ 48,972,000			
▲ リース債務残高	0			
支払余力 ※	96,364,891	>	設備投資予定額	92,963,759

※支払余力=当期末支払資金残高+積立資産額-設備資金借入金残高-リース債務残高

支払余力>設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられます

⑤ その他

① 園児及び職員員の一人当たり月額給食費

年間給食費	8,805,470円		園児給食費	7,717円	<	職員給食費	8,000円
年間延べ園児数	1,141名	=					

園児給食費>職員給食費である場合には、監査で指摘される可能性があるため、注意が必要です

建築後の経過年数(年)																				備考 (修繕履歴等)		
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		42	43
2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	
										450												
										150												
										20												
										50												
										510												
										外壁塗装を含む												
										420												
										60												
										230												
										バルコニーを含む												
										150												
										80												
										290												
										300												
										20												
										外壁塗装を含む												
										50												
										10												
										20												
										20												
										380												
										1770												
										20												
										20												
										50												
										20												
										180												
										240												
										270												
										280												
										170												
										210												
										20												
										20												
										70												
										20												
										20												
										1400												
										80												
										2580												
										450												
										1480												
										30												
										110												
										80												
										30												
										30												
										280												
										80												
										800												
0	3,870	0	0	160	300	100	0	450	0	3,570	0	0	4,790	0	0	160	3,070	1,400	0	0	0	
7,220	11,090	11,090	11,090	11,250	11,550	11,650	11,650	12,100	12,100	15,670	15,670	15,670	20,460	20,460	20,460	20,620	23,690	25,090	25,090	25,090	25,090	
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
5,700	6,000	6,300	6,600	6,900	7,200	7,500	7,800	8,100	8,400	8,700	9,000	9,300	9,600	9,900	10,200	10,500	10,800	11,100	11,400	11,700	12,000	
-1,520	-5,090	-4,790	-4,490	-4,350	-4,350	-4,150	-3,850	-4,000	-3,700	-6,970	-6,670	-6,370	-10,860	-10,560	-10,260	-10,120	-12,890	-13,990	-13,690	-13,390	-13,090	

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
3	長期持続性	固定長期適合率	固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 (%)	<p>【純資産及び固定負債に対する固定資産の割合】</p> <p>固定資産の整備に関わる資金調達のパランスを示す指標であり、本指標の値が低いほど、長期持続性が高いと言える。</p> <p>社会福祉法人は、原則として事業の実施に必要な土地、建物は自己所有が求められる。土地に投下された資金は、その回収が予定されるものではないため、返済不要な資金によって賄われることが望ましく、また、建物その他の設備は減価償却を通じて資金留保される性質であるため、更新資金の確保には長期間を要する。</p> <p>したがって、土地、建物等、設備の整備に要する資金は、寄附金、補助金、積立資産等の返済不要な資金によって確保するか、返済するとしても、設備資金借入金のように長期間にわたって返済する資金によることが望ましい。</p> <p>固定資産が、返済不要な資金又は長期間にわたって返済する資金により賄われているかどうかについて、本指標の値が100%以下であることが判定の目安となる。</p>
4	費用合理性	人件費・委託費比率	(人件費 + 業務委託費) ÷ サービス活動収益計 × 100 (%)	<p>【サービス活動収益に対する人件費と業務委託費の合計の割合】</p> <p>社会福祉事業は一般に労働集約型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。</p> <p>人件費の多寡は、職員数と給与水準に依存する。給与水準には、法人の職員待遇の状況が反映されるが、地域性の影響も受ける。人件費は固定費としての性格が強いため、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。</p> <p>適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営のためには固定費に関する比率である本指標の値を一定水準以下に抑える必要がある。</p> <p>本指標の値が高い水準にあり収益性が悪化している場合には、過剰人員となっている可能性がある。その要因としては、定員に対する職員配置が適切ではない、又は稼働率が低いことが考えられる。これらの状況が恒常的要因によるものであり、法人事業の継続性を著しく害すると考えられる場合、人員配置等の見直しが必要となり得る。</p> <p>なお、小規模法人においては、規模の利益(業務の効率性)が得られない結果、本指標の値が高水準となる傾向がある。また、各事業の制度の改定時、職員配置や処遇の見直しを通じて人件費の適正化が図られることがあるため、制度改定前後の推移を見る際は、そのような背景にも留意が必要である。</p> <p>施設業務のうち福祉サービスに直接関わらないものについては、給食業務などが外部委託されることがある。その場合、当該業務の外部委託の有無によって「人件費比率」が変わり得ることから、「人件費比率」を補充し比較可能性を確保するため、本指標の値を見るのが有用である。</p>
5	費用合理性	労働分配率	(人件費 + 福利厚生費) ÷ (サービス活動収益計 - 経常経費寄附金収益) - (事業費 + 業務委託費 + 事務費) > 減価償却費 + △国庫補助金等特別積立金取崩額) ÷ × 100 (%)	<p>【法人の限界利益に対する人件費の占める割合】</p> <p>費用合理性を判断するための指標の一つで、法人の限界利益(限界利益とは、売上高から変動費を引いたもの、または、固定費 + 利益)に対する人件費の占める割合を表す指標である。</p> <p>労働分配率が100%を超えると、限界利益以上の人件費が支出されていることになり、固定費の増大による恒常的な赤字を生じる可能性が高くなるため、決算書の分析を行い、原因を把握する必要がある。</p> <p>事業の性質から、経費のうち人件費の占める割合が高くなる法人もある。しかし、当該法人の経営する施設において、手厚いサービスが提供されており、法人の経営が安定しているなど、労働分配率が高くても問題のない場合も多くあると考えられる。</p> <p>このため、この指標については、法人の中長期的な人員配置計画等との整合性を図って、法人内で適正な人件費管理を行うっていくための目安として活用することが大切である。</p>

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
10	資金繰り	債務償還年数	借入金残高合計(※)÷ 事業活動資金収支差額 (年) ※ 借入金残高合計＝短期 運営資金借入金＋役員 等短期借入金＋1年以内 返済予定設備資金借入金 ＋1年以内返済予定長期 運営資金借入金＋1年以 内返済予定リース債務＋ 1年以内返済予定役員等 長期借入金＋設備資金借 入金＋長期運営資金借入 金＋リース債務＋役員等 長期借入金	【事業活動資金収支差額に対する期末の借入金残高割合(返済可 能期間とも呼ばれる)】 当期の資金収支差額を基準とした場合に、法人の借入金残高 を事業活動資金収支差額で完済するために必要と考えられるお よその期間を示す指標であり、借入金の償還能力を表す。年 数が短いほど、償還能力が高いと言える。 企業の財務分析において、銀行等貸付機関が法人の財務力を見 る上で重視する指標であり、例えば、初期資金を多額の借入 れにより調達する不動産賃貸業では10年から20年が一般的と 言われている。 本指標の値が主要設備の残存耐用年数に比して著しく大きい 場合や、後述の「固定資産老朽化率」が高いにもかかわらず、 本指標の値が他法人よりも大きい場合は、借入金残高と資金収 支のいずれか又は両方に課題が生じていることが考えられる。 貸借対照表の金融資産残高と借入金残高を比較し、償還資金が 確保されているかを検討することも有用である。
11	費用合理性	事業費比率	事業費÷サービス活動収 益計×100(%)	【サービス活動収益に対する事業費の割合】 事業費は、給食(材料)費や介護用品費など、施設利用者への 福祉サービスの提供に直接要する経費を表し、サービス活動収 益の増減に影響される変動費としての性格を有する。 本指標の値の多寡は、法人の提供する福祉サービスの特性に 影響を受ける。例えば、介護用品を多く要する事業を営む場 合、本指標の値は高くなる。事業費は福祉サービスに直接関 わる費用であるため、一概に低く抑えることはサービスの質の低 下につながり望ましくないが、他の費用指標と併せて、全体の 費用構成によって事業経営上の資源配分に関する特性を理解す るとともに、収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分 析することが有用である。
12	費用合理性	事務費比率	事務費÷サービス活動収 益計×100(%)	【サービス活動収益に対する事務費の割合】 事務費は、修繕費、業務委託費、賃借料及び土地・建物賃借 料など、法人・施設の運営に要する一般管理費的な経費(人件 費を除く。)を表す。 本指標の値の多寡は、外部委託の利用や設備等の賃借の状 況、施設老朽化の度合いによる修繕費負担の大きさ等に影響を 受ける。他の費用指標と併せて、全体の費用構成によって事業 経営上の資源配分に関する特性を理解するとともに、収益性の 要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用であ る。
参考	資産合理性	固定資産 老朽化率	減価償却累計額÷有形固 定資産(土地を除く。) 取得価額×100(%) ※ 有形固定資産(土地 を除く。)=建物(基本 財産)、建物(その他の 固定資産)、構築物、機 械及び装置、車両運搬 具、器具及び備品、建設 仮勘定、有形リース資産	【有形固定資産(土地を除く。)の取得価額に対する減価償却累 計額の割合】 社会福祉法人の有する施設整備の老朽化状況を示す指標であ る。 建物等の有形固定資産は、耐用年数に応じて減価償却が実施 され、施設建設時や設備取得時から年月が経過すればするほ ど、本指標の値は高くなる。特別養護老人ホーム等の多額の設 備投資が必要なサービスを展開している社会福祉法人におい て、特に重要性の高い指標である。 本指標の値が高い場合、建物等の設備の老朽化が進み、設備 更新の必要性が高まっている可能性がある。「正味金融資産 額」や「積立率」等を併せて確認することで、将来の設備更新 に必要な資金が確保されているかを検証することが可能とな る。

(注) 財務指標の計算式及び解説は、5番及び7番の指標は以下の①を、それ以外の指標は②を出典としている。

- ①平成23年3月東京都社会福祉法人経営適正化検討会「社会福祉法人の経営適正化に向けて～社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用者が安心して、持続的に利用できるために～」
- ②平成26年7月24日非営利法人委員会研究報告第27号日本公認会計士協会「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」